

第七十二回国会 衆議院 法務委員會會議錄 第十一号

(二七)

昭和四十九年三月一日(金曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 小平 久雄君

理事 大竹 太郎君

理事 田中伊三次君

理事 横山 利秋君

理事 愛野興一郎君

理事 堀川正十郎君

理事 萩原 幸雄君

理事 日野 吉夫君

理事 沖本 泰幸君

出席國務大臣

法務大臣 中村 梅吉君

出席政府委員

公正取引委員會事務局長 吉田 文剛君

法務省民事局長 川島 一郎君

委員外の出席者

參議院議員 後藤 義隆君

法務委員會調查室長 松本 卓矣君

委員の異動

二月二十七日 補欠選任

不破 哲三君 正森 成二君

同月二十八日 補欠選任

辭任 保岡 興治君 松野 頼三君

三月一日 補欠選任

辭任 河本 敏夫君 堀川正十郎君

千葉 三郎君 愛野興一郎君

中垣 國男君 竹中 修一君

第一類第三号

法務委員會會議錄第十一号

昭和四十九年三月一日

同日

野呂 恭一君 萩原 幸雄君

辭任 愛野興一郎君 補欠選任

堀川正十郎君 千葉 三郎君

竹中 修一君 河本 敏夫君

萩原 幸雄君 中垣 國男君

野呂 恭一君

本日會議に付した案件

商法の一部を改正する法律案(第七十一回国会

閣法第一〇二号(參議院送付)

株式会社の監査等に関する商法の特例に関する

法律案(第七十一回国会閣法第一〇三号)(參議院送付)
商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(第七十一回国会閣法第一〇四号)(參議院送付)
○小平委員長 これより會議を開きます。
内閣提出、參議院送付、商法の一部を改正する法律案、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案及び商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の三法律案を一括議題といたします。
商法の一部を改正する法律案
(小字及び一は參議院修正)
商法の一部を改正する法律
商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
第三十二条から第三十四条までを次のように改める。
第三十二条 商人ハ營業上ノ財産及損益ノ狀況ヲ

明カニスルヲ會計帳簿、貸借対照表及損益計算書ヲ作ルコトヲ要ス
商業帳簿ノ作成ニ關スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル會計慣行ヲ斟酌スベシ
第三十三条 會計帳簿ニハ左ノ事項ヲ整然且明瞭ニ記載スルコトヲ要ス
一 開業ノ時及毎年一回一定ノ時期ニ於ケル營業上ノ財産及其ノ価額、会社ニ在リテハ成立ノ時及毎決算期ニ於ケル營業上ノ財産及其ノ価額
二 取引其ノ他營業上ノ財産ニ影響ヲ及ボスベキ事項
貸借対照表ハ開業ノ時及毎年一回一定ノ時期、会社ニ在リテハ成立ノ時及毎決算期ニ於テ會計帳簿ニ基キ之ヲ作ルコトヲ要ス
損益計算書ハ毎年一回一定ノ時期、会社ニ在リテハ毎決算期ニ於テ會計帳簿ニ基キ之ヲ作ルコトヲ要ス
貸借対照表及損益計算書ハ之ヲ編綴シ又ハ特ニ設ケタル帳簿ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス
貸借対照表及損益計算書ニハ作成者之ニ署名スルコトヲ要ス
第三十四条 會計帳簿ニ記載スベキ財産ノ価額ニ付テハ左ノ規定ニ從フ
一 流動資産ニ付テハ其ノ取得価額、製作価額又ハ時価ヲ附スルコトヲ要ス但シ時価ガ取得価額又ハ製作価額ヨリ著シク低キトキハ其ノ価額ガ取得価額又ハ製作価額迄回復スルト認スラルル場合ヲ除ク外時価ヲ附スルコトヲ要ス
二 固定資産ニ付テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ附シ毎年一回一定ノ時期、会社ニ在リテハ毎決算期ニ相当ノ償却ヲ為シ予測スルコト能ハザル減損ガ生ジタルトキハ相当ノ減額ヲ為スコトヲ要ス
三 金銭債權ニ付テハ其ノ債權金額ヨリ取立ツルコト能ハザル見込額ヲ控除シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ
「財産目録及」を削る。
第五百三十三条第一項中「財産目録及貸借対照表」を「貸借対照表及損益計算書」に改める。
第二百九条第一項中「前条ノ金銭」の下に「若ハ第二百九十三条ノ第二項ノ代金」を加える。
第二百二十四条ノ第三項中「二月」を「三月」に改め、同条第三項中「二月内」を「三月内」に改める。
第二百四十条第二項中「前条第五項」を「第二百三十九条第五項」に改める。
第二百四十七條第一項中「又ハ取締役」を「取締役又ハ監査役」に改める。
第二百四十九條第一項ただし書中「取締役」の下に「又ハ監査役」を加える。
第二百五十六條ノ第三項中「会社ニ對シ會日ヨリ五日前ニ書面ヲ以テ」を「定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外会社ニ對シ」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第五項中「第一項」を「第二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。
前項ノ請求ハ會日ヨリ五日前ニ書面ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス
第二百五十六條ノ四を削る。
第二百五十九條ノ二中「各取締役」の下に「及各監査役」を加える。
第二百五十九條ノ三中「取締役全員」を「取締役及監査役ノ全員」に改める。
第二百六十條ノ第三項中「取締役」の下に「及監査役」を加え、同条を第二百六十條ノ四とし、第二百六十條ノ二の次に次の一條を加える。
第二百六十條ノ三 監査役ハ取締役會ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得
第二百六十一條ノ二を削る。
第二百六十六條第一項中「配當セラレタル額」を「配當又ハ分配ノ為サレタル額」に改め、同項第一号中「提出シタルトキ」を「提出シ又ハ第二

百九十三条ノ五第三項ノ規定ニ違反スル金銭ノ分配ヲ為シタルトキ」に改める。

第二百六十六条ノ第三項中「第二百八十一条ノ掲グル書類若ハ第二百九十三条ノ五ノ附属明細書」を「若ハ第二百八十一条第一項の書類」に改める。

第二百七十三条及び第二百七十四条を次のように改める。

第二百七十三条 監査役ノ任期ハ就任後二年ノ最終ノ決算期ニ関スル定時総会ノ終結ノ時迄トス
最初ノ監査役ノ任期ハ前項ノ規定ニ拘ラズ就任後一年ノ最終ノ決算期ニ関スル定時総会ノ終結ノ時迄トス

前二項ノ規定ハ定款ヲ以テ任期ノ満了前ニ退任シタル監査役ノ補欠トシテ選任セラレタル監査役ノ任期ヲ退任シタル監査役ノ任期ノ満了スベキ時迄ト為スコトヲ妨ゲズ

第二百七十四条 監査役ハ取締役ノ職務ノ執行ヲ監査ス
監査役ハ何時ニモ取締役ニ對シ營業ノ報告ヲ求メ又ハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得

第二百七十四条の次に次の二条を加える。

第二百七十四条ノ二 取締役ハ会社ニ著シキ損害ヲ及ボス虞アル事実ヲ発見シタルトキハ直ニ監査役ニ之ヲ報告スルコトヲ要ス

第二百七十四条ノ三 他ノ株式会社がノ発行済株式ノ総数ノ過半数ニ当ル株式又ハ有価証券ノ資本ノ過半数ニ当ル出資口数ヲ有スル会社（以下親会社ト稱ス）ノ監査役ハ其ノ職務ヲ行フ為ニ必要アルトキハ其ノ株式会社がハ有価証券（以下子会社ト稱ス）ニ對シ營業ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

他の株式会社がノ発行済株式ノ総数ノ過半数ニ当ル株式ヲ親会社及子会社又ハ子会社が有スルトキハ其ノ株式会社がモ亦其ノ親会社ノ子会社ト看做ス他ノ有価証券ノ資本ノ過半数ニ当ル出資口数ヲ親会社及子会社又ハ子会社が有スルトキ亦同ジ親会社ノ監査役ハ第一項ノ規定ニ依リ報告ヲ求メタル場合ニ於テ子会社が滞滞ナク報告ヲ為サ

ザルトキ又ハ其ノ報告ノ真否ヲ確ムル為ニ必要アルトキハ報告ヲ求メタル事項ニ関シ子会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得
子会社ハ正當ノ理由アルトキハ第一項ノ規定ニ依リ報告又ハ前項ニ依リ調査ヲ拒ムコトヲ得
第二百七十五条中「會計ニ関スル書類ヲ調査シ」を「議案及書類ヲ調査シ法令若ハ定款ニ違反シ又ハ著シク不當ナル事項アリト認めザルトキハ」に改め、同条の次に次の三条を加える。

第二百七十五条ノ二 取締役ガ会社ノ目的ノ範圍内ニ在ラザル行為其ノ他法令又ハ定款ニ違反スル行為ヲ為シ之ニ因リ会社ニ著シキ損害ヲ生ズル虞アル場合ニ於テハ監査役ハ取締役ニ對シ其ノ行為ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得
裁判所ハ仮処分ヲ以テ取締役ニ對シ其ノ行為ヲ止ムベキコトヲ命ズルニハ保護ヲ立テシムルコトヲ要セズ

第二百七十五条ノ三 監査役ハ株主總會ニ於テ監査役ノ選任又ハ解任ニ付意見ヲ述べルコトヲ得

第二百七十五条ノ四 会社が取締役ニ對シ又ハ取締役ガ会社ニ對シ訴ヲ提起スル場合ニ於テハ其ノ訴ニ付テハ監査役ガ代表士又ハ代表士ガ第二十六七条第一項ノ請求ヲ受クルニ付亦同ジ

第二百七十六条中「監査役ハ」の下に「会社又ハ子会社」を加える。

第二百八十条中「第二百五十六條第三項」を「第二百五十六條ノ二」に改める。

第二百八十条ノ二 第一項に次の一号を加える。
九 第二百八十条ノ九ノ二第一項ノ規定ニ依リ新株ノ発行価額ノ一部ノ払込ヲ要セザルモノト為ス旨及發行価額中払込ヲ為サシムル金額

第二百八十条ノ六第三号中「第四号」の下に「及第九号」を加える。

第二百八十条ノ七中「發行価額」の下に「又ハ第二百八十条ノ二第一項第九号ノ金額」を加える。
第二百八十条ノ九の次に次の一条を加える。
第二百八十条ノ九ノ二 第二百九十三條ノ三第一項ノ規定ニ依リ準備金ヲ資本ニ組入レタル会社が券面額ヲ發行価額トシテ額面株式ヲ發行スル場合ニ於テ株主ニ新株ノ引受權ヲ与ヘ且其ノ引

受權ヲ譲渡スルコトヲ得ベキモノト定ムルトキハ資本ニ組入レタル準備金ノ額ヲ新株ノ数ヲ以テ除シタル額ヲ超エザル範圍内ニ於テ發行価額ノ一部ノ払込ヲ要セザルモノト為スコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ發行価額ノ一部ノ払込ヲ要セザル株式ヲ發行シタル場合ニ於テ第二百八十条ノ三ノ三第二項ノ株式アルトキハ会社ハ其ノ株式ニ付株主ヲ募集スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ四 第一項但書ノ端数ノ合計數ニ相當スル株式ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ株主ヲ募集セズ取締役會ノ議決ヲ以テ株主ガ新株ノ引受權ヲ有スルモノト看做シテ之ヲ売却スルコトヲ得

第二項ノ株式ノ發行価額ニ付テハ第二百二条第三項ノ規定ハ之ヲ適用セズ但シ其ノ發行価額ハ第二百八十条ノ二第一項第九号ノ金額ヲ下ルコトヲ得ズ

会社ハ第二項ノ株式ノ發行価額第二百八十条ノ二第一項第九号ノ金額トノ差額及第三項ノ売却ノ代金ノ合計額ヲ第二百八十条ノ四第一項但書ノ端数ニ相當スル株式ヲ有スル株主及第二百八十条ノ五第四項ノ規定ニ依リ新株ノ引受權ヲ失ヒタル者ニ夫々其ノ端数及新株ノ數ニ応ジテ交付スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ十五第二項中「又ハ取締役」を「取締役又ハ監査役」に改める。

第二百八十一条を次のように改める。
第二百八十一条 取締役ハ毎決算期ニ左ノ書類及
一 貸借対照表
二 損益計算書
三 營業報告書
四 準備金及利益又ハ利息ノ配當ニ関スル議案
前項ノ書類ハ監査役ノ監査ヲ受クルコトヲ要ス

第二百八十一条の次に次の三条を加える。
第二百八十一条ノ二 取締役ハ定時總會ノ会日ヨリ七週間前ニ前条第一項各号ノ掲グル書類ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

第二百八十一条ノ三 監査役ハ前条ノ書類ヲ受領シタル日より四週間内ニ監査報告書ヲ取締役ニ提出スルコトヲ要ス
前項ノ監査報告書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
一 監査ノ方法ノ概要
二 會計帳簿ニ記載スベキ事項ノ記載ナク若ハ不実ノ記載アルトキ又ハ貸借対照表若ハ損益計算書ノ記載ガ會計帳簿ノ記載ト合致セザルトキハ其ノ旨
三 貸借対照表及損益計算書ガ法令及定款ニ從ヒ会社ノ財産及損益ノ状況ヲ正シク示シタルモノナルトキハ其ノ旨
四 貸借対照表又ハ損益計算書ガ法令又ハ定款ニ違反シ会社ノ財産及損益ノ状況ヲ正シク示サザルモノナルトキハ其ノ旨及事由
五 營業報告書ノ内容ガ真実ナルヤ否ヤ
六 準備金及利益又ハ利息ノ配當ニ関スル議案ガ法令及定款ニ適合スルヤ否ヤ
七 準備金及利益又ハ利息ノ配當ニ関スル議案ガ会社財産ノ状況其ノ他ノ事情ニ照シ著シク不當ナルトキハ其ノ旨
八 取締役ノ職務遂行ニ関シ不正ノ行為又ハ法令若ハ定款ニ違反スル重大ナル事実アリタルトキハ其ノ事実
九 監査ノ為ニ必要ナル調査ヲ為スコト能ハザリシトキハ其ノ旨及理由

第二百八十一条ノ四 取締役ハ定時總會ノ会日ヨリ三週間前ニ第二百八十一条第一項ノ附属明細書ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス
監査役ハ前項ノ書類ヲ受領シタル日より二週間内ニ同項ノ書類ニ関スル監査報告書ヲ取締役ニ提出スルコトヲ要ス
第二百八十二条第一項中「前条ニ掲グル書類及監査役ノ報告書」を「第二百八十一条第一項ノ書類及監査報告書」に改める。
第二百八十三条第一項中「第二号乃至第五号」を「第一項各号」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

定時總會ノ招集ノ通知ニハ前項ノ書類及第二百八十一條ノ第三項ノ監査報告書ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要ス

第二百八十五條中「貸借対照表及財産目録」を「會計帳簿ニ記載スベキ財産ノ価額」に、「第二百八十五條ノ二」を「第三十四條第二号ノ外第二百八十五條ノ二及第二百八十五條ノ四」に改める。

第二百八十五條ノ三を次のように改める。

第二百八十五條ノ三 削除

第二百八十五條ノ六第二項中「及第二項」を削り、「株式ニ」の下に「同条第二項ノ規定ハ取引所ノ相場アル株式ニシテ子会社ノ株式以外ノモノニ」を加える。

第二百八十八條「十分ノ一以上」の下に「第二百九十三條ノ五第一項ノ金銭ノ分配ヲ為ス毎ニ其ノ分配額ノ十分ノ一ヲ」を加える。

第二百八十八條ノ二第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第二百八十八條ノ九ノ二第二項ノ規定ニ依リ株主ヲ募集シタル株式ニ付テハ前項第一号ノ額ハ之ヲ資本準備金ト為スコトヲ要セズ

第二百九十三條ノ二第三項中「ニ付テハ第一項ノ規定ヲ適用セズ」を「ニ付テハ新ニ発行シタル株式ヲ競売シ且其ノ端數ニ応ジテ其ノ代金ヲ株主ニ交付スルコトヲ要ス但シ取引所ノ相場アルモノハ其ノ相場ヲ以テ之ヲ売却シ取引所ノ相場ナキモノハ裁判所ノ許可ヲ得テ競売以外ノ方法ニ依リ之ヲ売却スルコトヲ妨グズ」に改め、同条第六項に次のただし書を加える。

但シ第三項ノ株式ニ付テハ其ノ通知ヲ為スコトヲ要セズ

第二百九十三條ノ三第三項中「前条第六項」を「前条第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ新株ノ発行ニ付一株ニ滿タザル端數ヲ生ズル場合ニ、同条第六項」に改める。

第二百九十三條ノ四第二項中「場合ニ」の下に「同条第一項及第二項ノ規定ハ分割ニ適セザル數ノ株式アル場合ニ」を加える。

第二百九十三條ノ五を次のように改める。

第二百九十三條ノ五 營業年度ヲ一年トスル会社ハ定款ヲ以テ一營業年度ニ付一回ノ限り營業年度中ノ一定ノ日ヲ定メ其ノ日ニ於ケル株主ニ對シ取締役會ノ決議ニ依リ金銭ノ分配ヲ為スコトヲ得ル旨ヲ定ムルコトヲ得

第二百九十三條ノ五 營業年度ヲ一年トスル会社ハ定款ヲ以テ一營業年度ニ付一回ノ限り營業年度中ノ一定ノ日ヲ定メ其ノ日ニ於ケル株主ニ對シ取締役會ノ決議ニ依リ金銭ノ分配ヲ為スコトヲ得ル旨ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ決議ハ同項ノ一定ノ日より三月内ニ之ヲ為スコトヲ要ス

第一項ノ金銭ノ分配ハ最終ノ貸借対照表上ノ純資産額ヨリ左ノ金額ヲ控除シタル額ヲ限度トシテ之ヲ為スコトヲ得

一 最終ノ決算期ニ於ケル資本及準備金ノ合計額

二 最終ノ決算期ニ關スル定時總會ニ於テ積立テタル利益準備金及金銭ノ分配ノ時ニ積立ツルコトヲ要スル利益準備金ノ合計額

三 最終ノ決算期ニ於テ第二百八十六條ノ二及第二百八十六條ノ三ノ規定ニ依リ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シタル金額ノ合計額ガ前二號ノ準備金ノ合計額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額

四 最終ノ決算期ニ關スル定時總會ニ於テ利益ヨリ配當シ又ハ支払フモノト定メタル額

取締役ハ其ノ營業年度ノ終ニ於テ貸借対照表上ノ純資産額ガ第二百九十三條第一項各号ノ金額ノ合計額ヲ下ルアルトキハ第一項ノ金銭ノ分配ヲ為スコトヲ得ズ

營業年度ノ終ニ於テ前項ノ純資産額ガ同項ノ合計額ヲ下リタル場合ニ於テハ第一項ノ金銭ノ分配ヲ為シタル取締役ハ会社ニ對シ連帶シテ其ノ差額、若シ分配シタル金銭ノ額ガ其ノ差額ヨリ少ナキトキハ分配シタル金銭ノ額ニ付賠償ノ責ニ任ズ但シ取締役ガ前項ノ責任ヲ認ムルニ付注意ヲ怠ラザリシコトヲ証明シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第一項ノ金銭ノ分配ハ第二百九十九條第一項、第二百九十二條第一項、第二百九十二條ノ六但書、第二百九十四條第一項、第二百九十一條第四項及第二百九十三條ノ規定ノ適用ニ付テハ利益ノ配當ト看做シ、第一項ノ一定ノ日ハ第二百二十

二條ノ六但書ノ規定ノ適用ニ付テハ營業年度ノ終ト看做ス

第二百六十六條第二項乃至第四項ノ規定ハ第五項ノ取締役ノ責任ニ、第二百九十九條第二項ノ規定ハ第三項ノ規定ニ違反シテ金銭ノ分配ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一條ノ二第二項及び第三項を次のように改める。

前項ノ場合ニ於テハ左ノ事項ニシテ定款ニ定ナキモノハ取締役會之ヲ定ム但シ定款ヲ以テ株主總會ガ之ヲ決スル旨ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 轉換社債ノ總額

二 轉換ノ条件

三 轉換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容

四 轉換ヲ請求シ得ベキ期間

五 轉換ニ因リテ発行スベキ無額面株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額

六 株主ニ轉換社債ノ引受權ヲ与フル旨及引受權ノ目的タル轉換社債ノ額

七 株主以外ノ者ニシテ之ニ對シテ有利ナル轉換ノ条件ヲ附シタル轉換社債ノ発行スベキモノ及之ニ對シテ有利ナル轉換ノ条件ヲ附シタル轉換社債ヲ発行スルニハ定款ニ之ニ關スル定アルトキト雖モ其ノ者ニ對シテ発行スルコトヲ得ベキ轉換社債ノ額、発行価額、轉換ノ条件、轉換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容及轉換ヲ請求シ得ベキ期間ニ付第三百四十三條ニ定ムル決議アルコトヲ要ス

第三百四十一條ノ二に次の二項を加える。

前項ノ決議ハ決議後最初ニ発行スル轉換社債ニシテ其ノ日より六月内ニ発行スベキモノニ付テミ其ノ効力ヲ有ス

第二百八十八條ノ二第二項後段及第三項ノ規定ハ、第三百四十一條ノ二之次に次の四條を加える。

第三百四十一條ノ二ノ二 会社ハ轉換社債ヲ発行スルコトキハ轉換社債ノ總額、発行価額、轉換ノ

条件、轉換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容、轉換ヲ請求シ得ベキ期間及募集ノ方法ヲ公告シ又ハ株主ニ通知スルコトヲ要ス

会社ハ前項ノ公告又ハ通知ノ日より二週間ヲ經過シタル後ニ非ザレバ轉換社債ノ割當ヲ為スコトヲ得ズ

第三百四十一條ノ三 前条ノ規定ハ第三百四十一條ノ二第二項第六号ノ引受權ノ目的タル轉換社債、同条第三項ノ決議アリタル轉換社債、第三百四十一條ノ二ノ四第一項但書ノ端數ノ合計數ニ相當スル轉換社債及轉換社債ノ引受權ヲ有スル者ガ第三百四十一條ノ二ノ五第二項ノ規定ニ依リ其ノ權利ヲ失ヒタル轉換社債ニ付テハ之ヲ適用セズ

第三百四十一條ノ二ノ四 轉換社債ノ引受權ヲ有スル株主ハ其ノ有スル株式ノ數ニ応ジテ轉換社債ノ割當ヲ受クル權利ヲ有ス但シ各轉換社債ノ金額中最低額ニ滿タザル端數ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二百八十八條ノ四第二項ノ規定ハ株主ガ轉換社債ノ引受權ヲ有スベキ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一條ノ二ノ五 株主ガ轉換社債ノ引受權ヲ有スル場合ニ於テハ各株主ニ對シ其ノ者ガ引受權ヲ有スル轉換社債ノ額、発行価額、轉換ノ条件、轉換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容、轉換ヲ請求シ得ベキ期間及一定ノ期日迄ニ轉換社債ノ申込ヲ為サザルトキハ其ノ權利ヲ失フベキ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

第二百八十八條ノ五第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一條ノ七に第一項として次のように加える。

第二百九十二條ノ二第二項、第二百八十八條ノ十及第二百八十八條ノ十一ノ規定ハ轉換社債ノ発行ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百七十九條第一項ただし書中「競売ニ代ヘ」を「取引所ノ相場アルモノハ其ノ相場ヲ以テ之ヲ売却シ取引所ノ相場ナキモノハ」に、「他ノ方法」を「競売以外ノ方法」に改める。

て利益の配当の全部又は一部を新たに発行する株式をもつてするときは、その改正規定の施行後も、なお従前の例による。

(転換社債の発行に関する経過措置)

第十一條 転換社債に関する改正規定の施行前に転換社債の発行の決議があつたときは、その転換社債の発行に関しては、その改正規定の施行後も、なお従前の例による。

(資本の減少に関する経過措置)

第十二條 商法第三百七十九條第一項の改正規定の施行前に資本の減少の決議があつたときは、その資本の減少に関しては、その改正規定の施行後も、なお従前の例による。

(休眠会社に関する特例)

第十三條 昭和四十八年十一月一日において、最後の登記をした後十年を経過している株式会社は、その日に解散したものとみなす。

2 改正後の商法第四百六條ノ三第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第九十一條の二の規定は、第一項の規定による解散の登記について準用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十四條 この法律の施行前にした行為及びこの法律附則の規定により従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律案
(小字及び一は参議院修正)
株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律

目次

第一章 総則(第一條)
第二章 資本の額が五億円以上の株式会社に関する特例(第二條—第二十一條)

第三章 資本の額が一億円以下の株式会社に関する特例(第二十二條—第二十七條)
第四章 罰則(第二十八條—第三十條)
附則

第一章 総則

第一條 この法律は、資本の額が五億円以上の株式会社及び資本の額が一億円以下の株式会社における監査等に関する商法(明治三十二年法律第四十八号)の特例を定めるものとする。

第二章 資本の額が五億円以上の株式会社に関する特例

(会計監査人の監査)
第二條 資本の額が五億円以上の株式会社(以下この章において「会社」という。)は、商法第二百八十一條第一号、第二号及び第四号に掲げる書類並びにその附属明細書について、監査役の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(会計監査人の選任)

第三條 会計監査人は、監査役の過半数の同意を得て、取締役会の決議をもつて選任する。

2 会計監査人を選任したときは、取締役は、その旨を株主総会に報告しなければならない。

(会計監査人の資格)

第四條 会計監査人は、公認会計士(外国公認会計士を含む。)又は監査法人でなければならない。

2 次に掲げる者は、会計監査人となることのできない。
一 会社又はその親会社若しくは子会社(商法第二百七十四條ノ三に規定する親会社又は子会社をいう。以下同じ。)の取締役、監査役又は使用人
二 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
三 監査法人でその社員のうちに第一号又は前号に掲げる者があるもの
(会計監査人の職務を行なうべき社員の指名)

第五條 会計監査人に選任された監査法人は、その職務を行なうべき社員を指名し、これを会社に通知しなければならない。

(会計監査人の解任)

第六條 会計監査人は、監査役の過半数の同意を得て、取締役会の決議をもつて解任することができる。

2 会計監査人を解任したときは、取締役は、その旨及び解任の理由を株主総会に報告しなければならない。

3 解任された会計監査人が前項の株主総会の会日の三日前までに会社に対して書面で解任についての意見を通知したときは、取締役は、その意見の要旨を株主総会に報告しなければならない。

(会計監査人の権限等)

第七條 会計監査人は、何時でも、会社の会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は取締役に対して会計に関する報告を求めることができる。

2 会計監査人は、その職務を行なうため必要があるときは、会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 会計監査人は、その職務を行なうため必要があるときは、子会社に対して会計に関する報告を求めることができる。
4 商法第二百七十四條ノ三第三項〇の規定は、前項の場合について準用する。

5 会計監査人は、その職務を行なうにあつて第四條第二項第一号又は第二号に掲げる者を使用してはならない。
(取締役の不正行為等を発見した場合の会計監査人の報告義務)
第八條 会計監査人がその職務を行なうに際して取締役の職務遂行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、その会計監査人は、これを監査役に報告しなければならない。
(会計監査人の損害賠償責任)

第九條 会計監査人がその任務を怠つたことにより会社に損害を生じさせたときは、その会計監査人は、会社に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

第十條 会計監査人が重要な事項について第十三條第一項の監査報告書又は第十五條第二項の監査報告書に虚偽の記載をしたことにより第三者に損害を生じさせたときは、その会計監査人は、その第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。ただし、その職務を行なうについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(会計監査人の取締役及び監査役の連帯責任)
第十一條 会計監査人が会社又は第三者に対して損害賠償の責めに任ずべき場合において、取締役又は監査役もその責めに任ずべきときは、その会計監査人、取締役及び監査役は、連帯債務者とする。

(計算書類等の提出期限)

第十二條 取締役は、定時総会の会日の八週間前までに、商法第二百八十一條第一号各号に掲げる書類を監査役及び会計監査人に提出しなければならない。

(会計監査人の監査報告書)

第十三條 会計監査人は、前条の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を監査役及び取締役提出しなければならない。

2 前項の監査報告書には、商法第二百八十一條ノ三第二項第一号から第四号まで、第六号及び第九号に掲げる事項を記載しなければならない。
3 監査役は、会計監査人に対して、第一項の監査報告書につき説明を求めることができる。
(監査役の監査報告書)
第十四條 監査役は、前条第一項の監査報告書を受領した日から一週間以内に、監査報告書を取締役に提出し、かつ、その謄本を会計監査人に送付しなければならない。

2 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記す。

た者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽又は免除することができる。

第三十条 商法第四百九十八条第一項に掲げる者又は会計監査人若しくはその職務を行なうべき社員が次の各号の一に該当するときは、三十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 定時総会の会日の八週間前までに会計監査人の選任手続をしなかつたとき。

二 第六条第二項又は第三項の規定により株主総会に報告するにあたり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

三 正当な理由がなく、第七條第一項又は第二十二條第二項の規定による帳簿又は書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

四 第七條第二項、同条第四項において準用する商法第二百七十四条ノ三第三項又は第二十二條第三項の規定による調査を妨げたとき。

五 この法律の規定による監査報告書に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

六 第十六条において準用する商法第二百八十二條第一項の規定に違反して、監査報告書を備え置かなかつたとき。

七 正当な理由がなく、第十六条において準用する商法第二百八十二條第二項の規定による書類の閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

八 第十七条の規定に違反して、定時総会の招集通知に監査報告書の謄本を添附しなかつたとき。

九 第十八条第一項又は第二項の規定により定時総会において意見を述べにあたり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

2 有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第七十七條第一項又は第二項に規定する者が、第七條第四項において準用する商法第二百七十四

条ノ三第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

2 第二章の規定は、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十三條の二第一項の規定の適用を受ける株式会社（以下「証券取引法適用会社」という。）については、この法律の施行後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時まで、証券取引法適用会社でない株式会社のうち、銀行、信託会社、保険会社又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社（以下「銀行等」と総称する。）以外のもので資本の額が十億円以上のものについては、昭和五十年一月一日前及び同日以後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時まで、銀行等で資本の額が十億円以上のものについては、昭和五十年一月一日前及び同日以後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時まで、証券取引法適用会社でない株式会社で資本の額が十億円未満のものについては、別に法律で定める日前及び同日以後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、それぞれ適用しない。

3 前項の規定により第二章の規定の適用を受けない株式会社がある場合において、その適用を受けることとなつた場合においても、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、なお同章の規定を適用しない。

4 第三章中監査役に関する規定は、商法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九号）附則第七條第一項の規定が適用される監査役については、適用しない。

（小字及び一は参議院修正）

（非訟事件手続法の一部改正）

商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

（非訟事件手続法の一部改正）

第一条 非訟事件手続法（昭和三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第二百六條第一項中「及び第三百七十九條第一項」を「、第二百九十三條ノ二第三項但書及び第三百七十九條第一項但書」に改める。

第三百三十二條ノ三「第三百七十九條第一項但書（同法第四百十六條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を「第二百九十三條ノ二第三項但書（同法第二百九十三條ノ三第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」又同法第三百七十九條第一項但書（同法第二百九十三條ノ四第二項及第二百九十六條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」に改める。

第三百三十五條ノ六十一中「第三項」を削る。

（信託法の一部改正）

第二条 信託業法（大正十一年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十三條ノ二中「第二百九十三條ノ五第一項」を「第二百八十一條第一項」に改める。

（銀行法の一部改正）

第三条 銀行法（昭和二年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十二條ノ二中「第二百九十三條ノ五第一項」を「第二百八十一條第一項」に、「所屬明細書」を「附屬明細書」に改める。

（無尽業法の一部改正）

第五条 国債の価額計算に関する法律（昭和七年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第一項中「財産目録」を「會計帳簿又ハ財産目録」に、「第三十四條第一項」を「第三十四條」に改める。

（商法中改正法律施行法の一部改正）

第六条 商法中改正法律施行法（昭和十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「東京市、京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市及北九州市」を「東京都ノ特別区ノ存スル区域及地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項ノ指定都市」に改め、同条第一項を削る。

第四十九條中「財産目録、貸借対照表及損益計算書」を「貸借対照表、損益計算書及附屬明細書」に改める。

（有限会社法の一部改正）

第七條 有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十條ノ三第一項中「若ハ第四十六條第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十三條ノ五ノ附屬明細書」を削る。

第三十三條の次に次の一条を加える。

第三十三條ノ二 監査役ハ取締役ガ社員總會ニ提出セントスル會計ニ關スル書類ヲ調査シ社員總會ニ其ノ意見ヲ報告スルコトヲ要ス

監査役ハ何時ニテモ會計ノ帳簿及書類ノ閲覧若ハ謄写ヲ為シ又ハ取締役ニ對シ會計ニ關スル報告ヲ求ムルコトヲ得

監査役ハ其ノ職務ヲ行フ為必要アルトキハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得

第三十四條中「第二百七十四條」を「第二百七十六條」に改める。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条 取締役ハ毎決算期ニ左ノ書類及其ノ附屬明細書ヲ作ルコトヲ要ス

一 貸借対照表

二 損益計算書

三 営業報告書

四 準備金及利益ノ配当ニ関スル議案

監査役アルトキハ取締役ハ定時總會ノ会日ヨリ五週間前ニ前項各号ニ掲グル書類ヲ、三週間前ニ其ノ附屬明細書ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

監査役ハ前項ノ書類ヲ受領シタル日ヨリ四週間内ニ監査報告書ヲ取締役ニ提出スルコトヲ要ス

第四十四条ノ第二項後段を次のように改める。

此ノ場合ニ於テハ第四十三条第一項ノ規定ニ拘ラズ附屬明細書ハ之ヲ作ルコトヲ要セズ

第四十六條第一項中「第二百八十五條」の下に「第二百八十五條ノ二、第二百八十五條ノ四」を加え「乃至第二百八十八條ノ二」を「第二百八十八條、第二百八十八條ノ二第一項第三項」に改め、「第二百九十三條ノ五」を削る。

第五十八條に次のたし書を加える。

但シ同法第三百八十八條第二項の規定中監査役ニ関スル部分ハ此ノ限ニアラズ

第七十五條第一項に次のたし書を加える。

但シ同法第四百二十八條第二項ノ規定中監査役ニ関スル部分ハ此ノ限ニ存ラズ

第七十五條第二項中「第三十一條ノ二」の下に「第三十三條ノ二」を加え、「第二百七十四條乃至」、「第二百八十二條、第二百八十三條第一類」及び「第二百九十三條ノ五」を削る。

第八十五條第十号中「商法第三十二條第一項ノ帳簿又ハ第四十六條第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十三條ノ五第二項ノ附屬明細書」を「會計帳簿、第四十三條第一項ノ附屬明細書、第七十五條第一項ニ於テ準用スル商法第四百二十條第一項ノ附屬明細書又ハ監査報告書」に改め、

同項第十一号中「監査役ノ報告書又ハ第四十六條第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十三條ノ五第一項ノ附屬明細書」を「監査報告書、第四十三條第一項ノ附屬明細書又ハ第七十五條第一項ニ於テ準用スル商法第四百二十條第一項ノ附屬明細書」に改め、同項第十三号中「第二百八十八條ノ二」を「第二百八十八條ノ二第一項第三項」に改める。

(有限会社法の一部改正に伴う経過措置)

第八條 前條の規定による有限会社法の一部改正に伴う経過措置については、商法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九号)附則第二條、第三條及び第七條第一項の規定の例による。

(保險業法の一部改正)

第九條 保險業法(昭和十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十五條ノ二第一項中「九十日」を「四月」に改め、同條第二項中「九十日ヲ超エザル日以内」を「四月ヲ超エザル期間内」に改める。

第十六條第一項中「利益ノ配当」の下に「又ハ商法第二百九十三條ノ五第一項ノ金銭ノ分配」を加える。

第六十二條中「第二百五十六條第三項」を削り、同條たし書中「社員」の下に「トシ同法第二百七十五條ノ四中第三百六十七條第二項トアルハ之ヲ保險業法第五十七條第一項」を加える。

第六十七條第一項中「第二百八十五條」の下に「第二百八十五條ノ二、第二百八十五條ノ四」を加え、「第二百九十三條ノ五第一項第三項」を削り、「第二百九十五條」の下に「並ニ株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二章」を加え、同項に次のたし書を加える。

但シ株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二章、第二十條及第二十一條中資本ノ額トアルハ之ヲ基金ノ總額トス

第六十七條第二項中「第二百九十三條ノ五第一項」を「第二百八十一條第一項」に改める。

第七十七條中「第二百六十一條ノ二」を「第二百六十一條」に、乃至第二百七十六條、第二百七十八條、第二百八十二條乃至第二百八十四條、第二百九十三條ノ五第一項第三項を「第二百七十四條ノ二、第二百七十五條、第二百七十五條ノ二、第二百七十五條ノ四、第二百七十六條、第二百七十八條、第二百八十三條第三項、第二百八十四條」に改める。

第八十二條中「財産目録」を削る。

第八十八條第二項中「第三十三條第四項」を「第三十三條第五項」に改める。

第四百四十四條第一項中「検査役」の下に「會計監査人」を加える。

第五百二十二條中「検査役」の下に「會計監査人若ハ其ノ職務ヲ行フベキ社員」を加え、同條第十三号中「帳簿、第六十七條若ハ第七十七條ニ於テ準用スル商法第二百九十三條ノ五第一項ノ附屬明細書」を「會計帳簿、第六十七條第一項ニ於テ準用スル商法第二百八十一條第一項若ハ第七十七條ニ於テ準用スル商法第四百二十條第一項ノ附屬明細書若ハ監査報告書」に改め、同條第十四号中「第六十七條及第七十七條」を「第六十七條第一項」に、若ハ第二百九十三條ノ五第一項若ハ第七十三條第一項を「第七十三條第一項」に改め、「第四百八條ノ二」の下に「若ハ第七十七條ニ於テ準用スル商法第四百二十條第三項」を加える。

(保險業法の一部改正に伴う経過措置)

第十條 前條の規定による保險業法の一部改正に伴う経過措置については、商法の一部を改正する法律附則第二條、第三條及び第六條から第九條までの規定並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十八年法律第九号)附則第二項中同項の銀行等に関する規定の例による。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第十一條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「三箇月以内」を「三箇月以内」に改める。

(会社の配当する利益又は利息の支払に関する法律の一部改正)

第十二條 会社の配当する利益又は利息の支払に関する法律(昭和二十三年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一項を加える。

4 前三項の規定の適用については、商法第二百九十三條ノ五第一項の規定により分配する金銭は、会社がその株主に配当する利益とみなす。

(公認會計士法の一部改正)

第十三條 公認會計士法(昭和二十三年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項中「左の」を「次の」に、「行つて」を「行なつて」に改め、同項第一号中「その他の団体」を「その他の者」に改め、同項第二号中「その他公認會計士が著しい利害關係を有し、又は過去一年以内に著しい利害關係を有した会社その他の者」を削り、同項に次の一号を加える。

三 前二号に定めるもののほか、公認會計士が著しい利害關係を有する会社その他の者の財務書類

第二十四條第二項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第三号の著しい利害關係とは、公認會計士又はその配偶者が会社その他の者との間にその者の営業、經理その他に關して有する關係で、公認會計士の行なう第二條第一項の業務の公正を確保するため業務の制限をすることが必要かつ適當であるとして政令で定めるものをいう。

第三十四條の十一第一項第二号中「又はその社員が著しい利害關係を有し、又は過去一年以内に著しい利害關係を有した」を「が著しい利

害關係を有した」を「が著しい利

害関係有するに改め、同条第二項中「大蔵大臣が」を削り、「必要かつ適当と認めて大蔵省令で定める」を「業務の制限をすることが必要かつ適当であるとして政令で定める」に改め、同条第三項中「第二十四条」を「第二十四条第一項又は第三項」に改める。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第十四条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第六項中「の規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。

第三十二條中「第四百二十八條」の下に「監査役に係る部分を除く。」を加える。

第四十二條中「並びに商法」を「商法」に、

「第二百六十一條から第二百六十二條まで」を

「第二百六十一條、第二百六十二條」に改め、

「第二百七十二條(株主の差止請求権)」の下に

「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例

に関する法律(昭和四十八年法律第 号)

第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役と

の間の訴えについての会社代表)」を加え、「第

二百七十四條(報告を求め調査をなす権限)及

び」を削り、「第二百七十八條(取締役と監査役

との連帯責任)」の下に「株式会社の監査等に関

する商法の特例に関する法律第二十二條第二項

及び第三項(報告を求め調査をする権限)」を、

「第二百五十九條ノ三まで」の下に「第二百五

十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に

係る部分を除く。」を加え、「第二百六十條ノ

三(取締役会の議事録)」を「第二百六十條ノ四

(監査役に係る部分を除く。)(取締役会の議事

録)」に改める。

第五十四條中「規定」の下に「これらの規定

中監査役に係る部分を除く。」を加える。

第五十七條第三項中「第三百八十條」の下に

「(監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第六十九條中「第四百十八條」の下に「第

第一類第三号 法務委員会議録第十一号 昭和四十九年三月一日

四百十九條、第四百二十一條」を加え、「及び第

四百二十七條」を「並びに第四百二十七條」に、

「及び第四百三十八條ノ三」を「並びに第四百三

十八條ノ三」に、並びに商法」を「商法」に改

め、「第二百五十九條ノ三まで」の下に「(第

二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監

査役に係る部分を除く。)」を加え、「第二百六十

條ノ三から第二百六十一條ノ二まで(取締役会

の議事録及び会社代表)」を「第二百六十條ノ四(監

査役に係る部分を除く。)(取締役会の議事録、

第二百六十一條(代表取締役)に改め、「第

二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)

の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法

の特例に関する法律第二十四條第一項及び第二

項(会社と取締役との間の訴えについての会社

代表)」を、「この場合において」の下に「第

四十條第一項中「事業報告書、財産目録、貸借

対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失

処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及

び貸借対照表」とを加える。

「第二百五十五條第五号中「第二百六十條ノ三」を

「第二百六十條ノ四」に改め、同条第八号の二

中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の

の監査等に関する商法の特例に関する法律第二

十二條第二項」に改め、同条第九号中「商法第

二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に

関する商法の特例に関する法律第二十二條第三

項」に改める。

(資産再評価法の一部改正)

第十五條 資産再評価法(昭和二十五年法律第百

十号)の一部を次のように改正する。

第九十八條第一項中「財産目録」を「会計帳

簿又は財産目録」に改め、「第二百八十五條ノ

三」を削り、同条第二項中「第三十四條第二項」

を「第三十四條」に改め、「第二百八十五條ノ

三」を削る。

第三條第一項第六号中「配当金」の下に「及

び商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百

九十三條ノ五第一項の規定により分配する金

銭」を加え、同項第七号中「(明治三十二年法律

第四十八号)」を削る。

第八條第二項第四号ハ中「第三百七十九條第

一項」を「第二百八十條ノ九ノ二第五項の規定

により株主に交付される金銭、同法第二百九十

三條ノ二第三項(同法第二百九十三條ノ三第三

項において準用する場合を含む。若しくは同法

第三百七十九條第一項に、「第三百七十九條第

三項」を「第二百九十三條ノ四第二項、第三百

七十九條第三項」に改める。

(船主相互保険組合法の一部改正)

第十七條 船主相互保険組合法(昭和二十五年法

律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第七項及び第三十四條中「規定」の

下に「これらの規定中監査役に係る部分を除

く。」を加える。

第四十條中「第二百七十四條及び第二百七十

五條(監査役の監査権限等)並びに」を削り、

「第二百七十八條(監査役の責任)」の下に「並

びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関

する法律(昭和四十八年法律第 号)第二

十二條第一項から第三項まで(監査役の職務及

び権限)」を加え、「同法第三十八條第一項」を

「商法第三十八條第一項」に改める。

第四十四條第一項前段を次のように改める。

商法第三十四條第二号(固定資産の評価)、

第二百八十一條(計算書類の作成)、第二百八

十二條(計算書類の公示)、第二百八十三條第

一項及び第三項(計算書類の承認及び公告)、

第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の

解除)、第二百八十五條ノ二及び第二百八十五

條ノ四から第二百八十五條ノ六まで(財産評

価に関する特則)、第二百九十三條ノ六及び第

書の提出期限)の規定は、組合の計算に準用

する。

第四十四條第一項後段中「第二百八十一條第

五号」を「第二百八十一條第一項第一号中「貸

借対照表」とあるのは「財産目録及び貸借対照

表」と、同項第四号」に改める。

第四十八條第一項中「船主相互保険組合法第

四十五條第一項第四号」との下に「同法第

四百二十條第一項及び第五項中「貸借対照表及

事務報告書」とあるのは「財産目録、貸借対照

表及び事務報告書」とを加え、同条第二項中

「第二百七十四條及び第二百七十五條(監査

役の監査権限等)」を削り、「第二百八十二條か

ら第二百八十四條まで(計算書類の作成等)並

びに第二百九十三條ノ五から第二百九十三條ノ

七まで(計算書類附屬明細書の備置、公示等)」

を「第二百八十三條第三項(計算書類の公告)」

を「第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解

除)、第二百九十三條ノ六及び第二百九十三條ノ

七(株主の帳簿閲覧権)並びに株式会社の監査

等に関する商法の特例に関する法律第二十二條

第一項から第三項まで(監査役の職務及び権

限)」に改める。

第六十條第十号中「又は第四十八條第二項」

を削り、「若しくは第二百九十三條ノ五第一項」

を「又は第四十八條第一項において準用する商

法第四百二十條第三項」に改め、同条第十二号

中「商法第二百七十四條第一項又は」を「株式

会社の監査等に関する商法の特例に関する法律

第二十二條第二項」に改め、「若しくは第四十

八條第二項」及び「第二百九十三條ノ五第三

項」を削り、「第二百九十三條ノ六第一項」の下

に「第四十八條第一項において準用する商法

第四百二十條第四項又は第四十八條第二項にお

いて準用する商法第二百九十三條ノ六第一項」

を加え、同条第十三号中「若しくは第四十八條

第一項において準用する商法第四百二十条第一項の「に改める」。
(船主相互保険組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 前条の規定による船主相互保険組合法の一部改正に伴う経過措置については、商法の一部を改正する法律附則第三条の規定の例による。

(商品取引所法の一部改正)

第十九条 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第五十六条の二第四項を削る。

第七十六条前段を次のように改める。

商法第三十四条第二号、第二百八十二条、第二百八十三条第一項及び第三項、第二百八十四条、第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ六まで並びに第二百八十七条ノ二(会社の計算)の規定は、取引所の計算について準用する。

第七十六条後段中「前条ニ掲グル書類」を「第二百八十一条第一項ノ書類」に、「第二号乃至第五号」を「第一項各号」に改める。

第一百一条第一項中「第四百八条」の下に、「第四百九条、第四百二十一条」を加え、「及び第三百八条ノ三」を「並びに第三百八条ノ三」に改め、同条第二項中「及び第七十五条」を「並びに第七十五条」に、「及び第二百八十二条から第二百八十四条まで」を「第二百八十二条、第二百八十三条第一項及び第三項並びに第二百八十四条」に改め、「この場合において」の下に、「第七十五条中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び業務報告書」とを加え、「前条ニ掲グル書類」を「第二百八十一条第一項ノ書類」に、「第二号乃至第五号」を「第一項各号」に改める。

第二百五十九条第四号中「頒布するを目的」を「頒布する目的」に改める。

(旧株式会社法の再評価積立金の資本組入に関する法律の一部改正)

第二十條 旧株式会社法の再評価積立金の資本組入に関する法律(昭和二十六年法律第四百十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「資本準備金とみなして、同条第二項及び第三項の規定を適用する」を「資本準備金とみなす」に改める。

(信用金庫法の一部改正)

第二十一条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第六項中「規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第二十八条中「第四百二十八条」の下に「(監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第三十九条中「並びに商法」を「商法」に、「第二百六十一条から第二百六十二条まで」を「第二百六十一条、第二百六十二条」に改め、「第二百七十二条(株主の差止請求権)」の下に「並びに株式会社法の監査等に関する商法の特例」に関する法律(昭和四十八年法律第九号)

第二十四条第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)を加え、「第二百七十四条(報告を求め調査をする権限)及び」を削り、「第二百七十八条(取締役と監査役との連帯責任)」の下に「並びに株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項(報告を求め調査をする権限)」を加え、「第二百六十条ノ三まで(取締役会)」を「第二百六十条ノ二まで(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)(取締役会)及び第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)(取締役会の議事録)」に改める。

第四十九条中「規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第五十二条第三項中「第三百八十条」の下に「(監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第六十四条中「第四百七条から」の下に「第四百十九條まで、第四百二十一条から」を加え、「及び第四百二十七條」を「並びに第四百二十七條」に、「第四百二十二條」を「及び第四百二十二條」に、「並びに商法」を「商法」に、「第二百六十一条ノ二まで(取締役会並びに取締役の業務の執行及び会社代表)」を「第二百六十條ノ二まで(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)(取締役会、第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)(取締役会の議事録)」に改め、「第二百八十四条(取締役及び監査役等の責任の解除)」の下に「並びに株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)」を、「この場合において」の下に「第三百七条第一項中「業務報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「業務報告書、財産目録及び貸借対照表」とを加え、「第六十四条において準用する」を「第六十四條ニ於テ準用スル」に改める。

第九十一条第五号中「第二百六十条ノ三」を「第二百六十条ノ四」に改め、同条第九号中「商法第二百七十四条第一項」を「株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

(森林法の一部改正)

第二十二條 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第二百二十二條中「規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第二百二十五條第三項中「第三百八十条」の下に「(監査役に係る部分を除く。)」を加える。

(会社更生法の一部改正)

第二十三條 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項中「又は利益若しくは利息の配当」を「利益若しくは利息の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配」に改める。

第七十八條第二項及び第八十二条第一項中「第二百八十五条ノ二」を「第三十四条第二号、第二百八十五条ノ二及び第二百八十五条ノ四」に改める。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)

第二十四條 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十二條中「又ハ取締役」、「理事又ハ監事」及び「取締役」とあるのは「理事又ハ監事」とを削る。

第三十三條中「第二百五十九條ノ三まで」の下に「第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を加え、「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)」に、「とあるのは」を「とあるのは」に改める。

第三十九條中「又ハ取締役」とあるのは「理事又ハ監事」とを削る。

第五十七條第一項中「又ハ取締役」とあるのは「理事又ハ監事」と及び「同法第二百四十九條第一項但書中「取締役」とあるのは「理事又ハ監事」とを削る。

第五十八條第一項中「第四百七条から」の下に「第四百九條まで、第四百二十一条から」を加え、「及び第四百二十九條」を「並びに第四百二十九條」に、「及び第四百一条並びに」を「並びに第四百一条」に改め、「第二百五十九條ノ三まで」の下に「(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を加え、「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條

ノ四（監査役に係る部分を除く。）に改め、「同法第四百二十条中「貸借対照表」とあるのは「収支計算書」とを削り、同条第二項後段を削る。

第一百一条第六号中「第二百六十条ノ三」を「第二百六十条ノ四」に改める。

（塩業組合法の一部改正）

第二十五条 塩業組合法（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第七項中「規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第三十一条中「第四百二十八条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第四十五条中「並びに商法第二百五十四条ノ二」を「商法第二百五十四条ノ二」に、「第二百六十一条から第二百六十二条まで」を「第二百六十一条、第二百六十二条」に改め、「第二百七十二条（株主の差止請求権）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十八年法律第 号）第二十四条第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）」を加え、

第二百七十四条（報告を求め調査をなす権限）及び「商法」に改め、「第二百七十八条（取締役と監査役との連帯責任）」の下に「並びに株主会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第二項及び第三項（報告を求め調査をする権限）」を加える。

（商工會議所法の一部改正）

第二十六条 商工會議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第八項中「規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第三十一条中「第四百二十八条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第五十条、第五十三条、第六十七條第三項、第七十三條第五項、第七十四條第五項及び第七十六條第四項中「規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）」を加える。

（労働金庫法の一部改正）

第二十七条 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第七十条中「第四百十八条」の下に「第四百十九條、第四百二十一条」を加え、並びに商

法」を「商法」に改め、「第二百五十九条ノ三まで」の下に「（第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。）」を加え、「第二百六十條ノ三から第二百六十一条ノ二まで（取締役会の議事録）」を「第二百六十條ノ三から第二百六十一条ノ二まで（取締役会の議事録、第二百六十一条代表取締役）」に改め、「第二百七十四条第一項（報告を求めめる権限）」を削り、「第二百八十四条（取締役及び監査役等の責任の解除）」の下に「並びに株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項（報告を求めめる権限）」及び「第二百八十四条第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）」を、「この場合において」の下に「第四百二十二條第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と」を加える。

第八十条第六号中「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四」に改め、同条第十一号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十二号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

（商工會議所法の一部改正）

第二十六条 商工會議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第八項中「規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第三十一条中「第四百二十八条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第五十条、第五十三条、第六十七條第三項、第七十三條第五項、第七十四條第五項及び第七十六條第四項中「規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）」を加える。

（労働金庫法の一部改正）

第二十七条 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第七十条中「第四百十八条」の下に「第四百十九條、第四百二十一条」を加え、並びに商

法」を「商法」に改め、「第二百五十九条ノ三まで」の下に「（第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。）」を加え、「第二百六十條ノ三から第二百六十一条ノ二まで（取締役会の議事録）」を「第二百六十條ノ三から第二百六十一条ノ二まで（取締役会の議事録、第二百六十一条代表取締役）」に改め、「第二百七十四条第一項（報告を求めめる権限）」を削り、「第二百八十四条（取締役及び監査役等の責任の解除）」の下に「並びに株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項（報告を求めめる権限）」及び「第二百八十四条第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）」を、「この場合において」の下に「第四百二十二條第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と」を加える。

第八十条第六号中「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四」に改め、同条第十一号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十二号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

（商工會議所法の一部改正）

第二十六条 商工會議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第八項中「規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第三十一条中「第四百二十八条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第二十四条第七項中「第二百四十七條」及び「第二百八条中「第四百二十八条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第四十二条中「並びに商法」を「商法」に、「第二百六十一条から第二百六十二条まで」を「第二百六十一条、第二百六十二条」に改め、「第二百七十二条（株主の差止請求権）」の下に「並びに株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項（報告を求めめる権限）」及び「第二百七十四条（報告を求め調査をする権限）」及び「第二百七十八条（取締役と監査役との連帯責任）」の下に「並びに株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項（報告を求め調査をする権限）」を加え、

「第二百六十條ノ三まで」を「第二百六十條ノ二まで（第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。）及び第二百五十九條ノ四（監査役に係る部分を除く。）」に改める。

第五十四条中「第二百四十七條」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第五十七條第三項中「第二百四十九條」を「監査役に係る部分及び第二百四十九條」に改める。

第六十八條中「第四百二十七條から」の下に「第四百十九條まで、第四百二十一条から」を加え、

「第四百二十七條」を「並びに第四百二十七條」に、「第四百六條」を「及び第四百六條」に、「並びに商法」を「商法」に、「第二百六十一条ノ二まで（取締役会並びに取締役の業務の執行及び会社代表）」を「第二百六十條ノ二まで（第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。）（取締役会、第二百五十九條ノ四（監査役に係る部分を除く。）（取締役会の議事録、第二百六十一条（代表取締役）に改め、第二百八十四条（取締役及び監査役の責任の解除）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十

四條第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）」を、「この場合において」の下に「第三十九條第一項中「業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書及び貸借対照表」と」を加える。

第一百一条第五号中「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四」に改め、同条第十号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十一号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

（内航海運組合法の一部改正）

第二十八条 内航海運組合法（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「商法（明治三十二年法律第四十八号）」を「並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）」に改め、「の規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第四十一条中「並びに商法」を「商法」に、「第二百六十一条から第二百六十二条まで」を「第二百六十一条、第二百六十二条」に改め、

「第二百七十二条」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十八年法律第 号）第二十四条第一項及び第二項」を加え、「第二百七十四条及び」を削り、「第二百七十八条」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項」を加え、「及び第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三」を「第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。）及び第二百五十九條ノ四（監査役に係る部分を除く。）」に改める。

第五十条中「規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第五十五条中「第四百二十七條から」の下に「第四百十九條まで、第四百二十一条から」を加え、

並びに商

「及び第四百二十七条」を「並びに第四百二十七条」に、「及び第三百三十八条ノ三」を「並びに第三百三十八条ノ三」に、「第三十四条」を「第三十四条」に、「並びに商法」を「商法」に、「第二百六十条ノ三から第二百六十二条ノ二まで」を「(第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中監査役に係る部分を除く。)、第二百六十条ノ四(監査役に係る部分を除く。)、第二百六十一条」に改め、「及び第二百八十四条」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四条第一項及び第二項」を、「この場合には」の下に「第三十八条第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」とを加え、と、商法」を「と、同法」に改める。

第七十四条第七号中「第二百六十条ノ三」を「第二百六十条ノ四」に改め、同条第十一号及び第十二号中「商法第二百七十四条第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十三号中「商法第二百七十四条第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

(環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正)

第二十九条 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和三十三年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第六項中「の規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第二十七条中「第四百二十八条」の下に「(監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第三十九条中「並びに商法第二百五十四条ノ二」を「商法第二百五十四条ノ二」に、「第二百六十一条から第二百六十二条まで」を「第二百六十一条、第二百六十二条」に改め、「第二百六十一条、第二百六十二条」に改め、「第二百六

七十二條(株主の差止請求權)の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第九号)第二十四条第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)」を加え、「並びに商法第二百七十四条(報告を求め調査をする権限)及び」を「商法」に改め、「第二百七十八条(監査役と取締役との連帯責任)の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項(報告を求め調査をする権限)」を加え、「同法第二百三十九條第五項」を「商法第二百三十九條第五項」に改め、「第二百五十九條ノ三まで」の下に「(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を加え、「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)」に改める。

第四十八條中「規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第四十九條の三第三項中「第三百八十條」の下に「(監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第五十二條中「第四百十八條」の下に「、第四百十九條、第四百二十一條」を加え、「及び第四百二十七條」を「並びに第四百二十七條」に、「及び第三百三十八條ノ三」を「並びに第三百三十八條ノ三」に、「並びに商法」を「商法」に改め、「第二百五十九條ノ三まで」の下に「(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を加え、「第二百六十條ノ三から第二百六十一條ノ二まで(取締役会の議事録及び会社代表)」を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)(取締役会の議事録)、第二百六十一條(代表取締役)」に改め、「第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)」を、「この場合において」の下に「、第三十六條第一項中「事業報告書、財産目録、貸

借対照表及び収支決算書」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」とを加える。

第七十條第五号中「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四」に改め、同条第九号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第三十條 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第五條の二十三第三項中「第二百五十六條の三、第二百五十六條の四」を「第二百五十六條ノ三」に改める。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十一條 前条の規定による中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う経過措置については、商法の一部を改正する法律附則第五條の規定の例による。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)

第三十二條 商工会の組織等に関する法律(昭和三十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第六項中「の規定」の下に「(これらの規定中監査役に係るものを除く。)」を加える。

第二十七條中「第四百二十八條」の下に「(監査役に係るものを除く。)」を加える。

第四十七條中「規定」の下に「(これらの規定中監査役に係るものを除く。)」を加える。

(旧防災建築街区造成法の一部改正)

第三十三條 旧防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第十八條第六項及び第四十三條中「の規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除

く。)」を加える。

(漁業生産調整組合法の一部改正)

第三十四條 漁業生産調整組合法(昭和三十六年法律第二百八十八号)の一部を次のように改正する。

第三十一條第六項中「の規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第三十六條中「第四百二十八條」の下に「(監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第五十一條中「並びに商法第二百五十四條ノ二」を「商法第二百五十四條ノ二」に、「第二百六十一条から第二百六十二条まで」を「第二百六十一条、第二百六十二条」に改め、「第二百七十二条(株主の差止請求權)」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十八年法律第九号)第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)」を加え、「並びに商法第二百七十四條(報告を求め調査をする権限)及び」を「商法」に改め、「第二百七十八條(取締役と監査役との連帯責任)の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項(報告を求め調査をする権限)」を加え、「同法第二百三十九條第五項」を「商法第二百三十九條第五項」に改め、「第二百五十九條ノ三まで」の下に「(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を加え、「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)」に改める。

第六十條中「規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第六十四條中「第四百十八條」の下に「、第四百十九條、第四百二十一條」を加え、「及び第四百二十七條」を「並びに第四百二十七條」に、「及び第三百三十八條ノ三」を「並びに第三百三十八條ノ三」に、「並びに商法」を「商法」に改め、「第二百五十九條ノ三まで」の下に「(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を加え、「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)」に改める。

第七十條第五号中「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四」に改め、同条第九号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十一條 前条の規定による中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う経過措置については、商法の一部を改正する法律附則第五條の規定の例による。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)

第三十二條 商工会の組織等に関する法律(昭和三十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第六項中「の規定」の下に「(これらの規定中監査役に係るものを除く。)」を加える。

第二十七條中「第四百二十八條」の下に「(監査役に係るものを除く。)」を加える。

第四十七條中「規定」の下に「(これらの規定中監査役に係るものを除く。)」を加える。

(旧防災建築街区造成法の一部改正)

第三十三條 旧防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第十八條第六項及び第四十三條中「の規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除

く。)」を加える。

(漁業生産調整組合法の一部改正)

第三十四條 漁業生産調整組合法(昭和三十六年法律第二百八十八号)の一部を次のように改正する。

第三十一條第六項中「の規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。

十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中監査役に係る部分を除く。」を加え、「第二百六十条ノ三から第二百六十一条ノ二まで（取締役会の議事録及び会社代表）を「第二百六十条ノ四（監査役に係る部分を除く。）（取締役会の議事録、第二百六十一条（代表取締役）」に改め、「第二百八十四条（取締役及び監査役の責任の解除）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四条第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）」を加え、「同法第二百五十八條第二項」を「第四十八條第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、商法第二百五十八條第二項」に改める。

第九十六條第五号中「第二百六十条ノ三」を「第二百六十条ノ四」に改め、同条第十号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に、同条第十一号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

（商店街振興組合法の一部改正）

第三十五條 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三十五條第六項中「の規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。

第四十一條中「第四百二十八條」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第五十六條中「並びに商法第二百五十四條ノ二」を「商法第二百五十四條ノ二に、第二百六十一条から第二百六十二条まで」を「第二百六十一条、第二百六十二条」に改め、「第二百七十二条（株主の差止請求権）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十八年法律第 号）第二十四

第一類第三号 法務委員會議録第十一号 昭和四十九年三月一日

条第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）」を加え、「並びに商法第二百七十四條（報告を求め調査をなす権限）及び「商法」に改め、「第二百七十八條（取締役と監査役との連帯責任）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項（報告を求め調査をする権限）」を、「第二百五十九條ノ三まで」の下に「（第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。）」を加え、「第二百六十條ノ三（取締役会の議事録）」を「第二百六十條ノ四（監査役に係る部分を除く。）（取締役会の議事録）」に改める。

第六十五條中「規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。

第六十七條第三項中「第三百八十條」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第七十八條中「第四百十八條」の下に「第四百十九條、第四百二十一條」を加え、「及び第四百二十七條」を「並びに第四百二十七條」に、「及び第四百三十八條ノ三」を「並びに第四百三十八條ノ三に、並びに商法」を「商法」に改め、「第二百五十九條ノ三まで」の下に「（第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。）」を加え、「第二百六十條ノ三から第二百六十一条ノ二まで（取締役会の議事録及び会社代表）」を「第二百六十條ノ四（監査役に係る部分を除く。）（取締役会の議事録、第二百六十一条（代表取締役）」に改め、「第二百八十四条（取締役及び監査役の責任の解除）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四條第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）」を、「この場合において」の下に「第五十三條第二項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と」を加える。

第九十三條第六号中「第二百六十條ノ三」を

「第二百六十條ノ四」に改め、同条第十一号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十二号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

（商業登記法の一部改正）

第三十六條 商業登記法（昭和三十八年法律第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第八十六條中「次条第二号」を「第八十七條第二号」に改める。

第九十一條の次に次の一条を加える。

（職権による解散の登記）

第九十一條の二 商法第四百六條ノ三第一項の規定による解散の登記は、登記官が、職権でしなければならぬ。

2 登記官は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、その旨を支店の所在地の登記所に通知しなければならぬ。

3 前項の通知を受けたときは、登記官は、遅滞なく、解散の登記をしなければならぬ。

（真珠養殖等調整暫定措置法の一部改正）

第三十七條 真珠養殖等調整暫定措置法（昭和四十四年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四條第六項中「の規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。

第五十五條中「並びに商法第二百五十四條ノ二」を「商法第二百五十四條ノ二に、第二百六十一条から第二百六十二条まで」を「第二百六十一条、第二百六十二条」に改め、「第二百七十二条（株主の差止請求権）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十八年法律第 号）第二十

四條第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）」を加え、「並びに商法第二百七十四條（報告を求め調査をする権限）」

及び」を「商法」に改め、「第二百七十八條（取締役と監査役との連帯責任）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項（報告を求め調査をする権限）」を加え、「同法第二百三十九條第五項」を「商法第二百三十九條第五項」に改め、「第二百五十九條ノ三まで」の下に「（第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。）」を加え、「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四（監査役に係る部分を除く。）」に改める。

第六十四條中「規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。

第七十三條中「第四百十八條」の下に「第四百十九條、第四百二十一條」を加え、「及び第四百二十七條」を「並びに第四百二十七條」に、「及び第四百三十八條ノ三」を「並びに第四百三十八條ノ三に、並びに商法」を「商法」に改め、「第二百五十九條ノ三まで」の下に「（第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。）」を加え、「第二百六十條ノ三から第二百六十一条ノ二まで（取締役会の議事録及び会社代表）」を「第二百六十條ノ四（監査役に係る部分を除く。）（取締役会の議事録、第二百六十一条（代表取締役）」に改め、「第二百八十四条（取締役及び監査役の責任の解除）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四條第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）」を、「この場合において」の下に「第五十三條第二項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、商法第二百五十八條第二項」に改める。

第六十六條第五号中「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四」に改め、同条第十号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に、同条第十一号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

第二項」に改め、同条第十一号中「商法第二百七十四条第二項」を「株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十八條 この法律の施行前にした行為及び商法の一部を改正する法律附則の規定の例により従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

ただし、第一条、第六条中商法中改正法律施行法第五條の改正規定、第十六条中外資に関する法律第八條第二項第四号への改正規定、第三十條、第三十一條及び第三十六條の規定は、公布の日から施行する。

○小平委員長 三法案は、いずれも前国会に提出され、本院において、株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律案は修正、他の二法案は原案のとおり議決の上参議院に送付いたしましたものを、参議院におきまして継続審査に付し、今国会、三法案とも修正議決の上、去る二月二十二日本院に送付してまいりましたものであります。

したが、これら三法案の趣旨につきましましては、すでに十分御承知のことと存じますので、先般来の理事の協議に基づき、趣旨の説明を省略することとし、参議院における修正部分につきましまして、参議院法務委員会における修正案の提出者、参議院法務委員会理事後藤義隆君から、三法案の修正の趣旨について説明を聴取したいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小平委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

参議院法務委員会理事後藤義隆君。

○後藤参議院議員 商法の一部を改正する法律案外二法案中参議院の修正にかかる部分について、御説明申し上げます。

第一に、商法の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一点は、商人は、損益計算書を作成することとしないものとする修正であります。

原案は、第三十二條、第三十三條及び第五百五十三條において、商人は、損益計算書を作成しなければならぬものとされておりましたが、これを義務づけることは、小規模の商人にとって負担となるなどの問題があるため、損益計算書を作成することとしないものとするものであります。

第二点は、子会社は、正当な理由があるときは、親会社の監査役の調査等を拒むことができるものとする修正であります。

原案は、第二百七十四條ノ三において、親会社の監査役に子会社に対する調査権が与えられておりますが、子会社は、正当な理由があるときは、親会社の監査役の調査等を拒むことができることを明らかにするものであります。

第三点は、取締役の違法行為の差しとめの仮処分には、保証を立てることを要しないものとする修正であります。

原案は、第二百七十五條ノ二において、監査役に取締役の違法行為の差し請求権が与えられておりますが、取締役の違法行為の差しとめの仮処分につき保証を立てることを要するものとする、差し請求権を与えた実効性が失われるおそれがありますので、保証を立てることを要しないものとするものであります。

第四点は、施行期日等に関する修正であります。原案の附則第一条において、法律の施行期日が昭和四十九年一月一日とされているのを公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日に改めるものであります。

次に、原案の附則第十三條において、休眠会社に関する特例規定を設けていますが、その規定中

昭和四十八年十一月一日とあるのを昭和四十九年十月一日に改めるものであります。

第二に、株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律案について申し上げます。

第一点は、子会社は、正当な理由があるときは、親会社の会計監査人の調査等を拒むことができるものとする修正であります。

原案は、第七條において、親会社の会計監査人に子会社に対する調査権を与えておりますが、監査役の子会社調査権に関する修正と同様の理由により、子会社は、正当な理由があるときは、親会社の会計監査人の調査等を拒むことができることを明らかにするものであります。

第二点は、第二十五條の規定の表現を改めるといふ修正であります。

原案第二十五條の規定は、資本金一億円以下の株式会社について商法の適用除外規定を定めたものでありますが、表現をわかりやすくするための修正であります。

第三点は、施行期日等に関する修正であります。原案の附則第一項は、施行期日を昭和四十九年一月一日としているのでありますが、これを公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日に改めるものであります。

また、附則第四項の修正は、法律が昭和四十八年中に成立しなかったことによる整理であります。

第三に、商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について申し上げます。

原案附則において、施行期日が昭和四十九年一月一日とされているのを公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日に改めるものであります。

また、原案第八條外十一カ條の修正は、法律が昭和四十八年中に成立しなかったことによる整理であります。

以上が参議院における修正の趣旨及びその内容であります。

○小平委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。羽田野忠文君。

○羽田野委員 この商法の一部改正につきまして、前の国会で当委員会が非常に慎重な審議が行なわれておりますので、私は、今回参議院のほうで修正されました点にしろまして御質問申し上げたいと思います。そういう関係からすれば、むしろ参議院の提案者にお聞きするのが適当かと思いますが、お差しつかえのようでありまして、法務省のほうで御答えをいただきたいと思ひます。

まず第一の、商人は損益計算書を作成することとしないというふうに修正した点でございますが、常識的に考えますと、やはり商人は修正前の三十二條のように、会計帳簿だとか貸借対照表、損益計算書をつくることのほうが適当であり、望ましいと思われるわけでございまして、このうち損益計算書を作成することを要しないというふうな修正されたのはどういうふうないきさつなのか、ちょっと簡単に御説明願いたいと思ひます。

○川島(一)政府委員 お尋ねの点につきましてお答え申し上げます。

今回の政府の提案いたしました改正案におきましては、商人に損益計算書の作成義務を課することにしたところであります。これに対して参議院の御審議におきまして、その作成を義務づける点を削除するという修正がなされたわけでございまして、この問題につきましましては、昨年当参議院の法務委員会においてもいろいろ御指摘があったわけでございしますが、損益計算書というのは従来株式会社などがつくっておったものであって、これを一般商人にまで義務づけるということとは、やや技術的に困難をしいることになるのではないかと。ことに一般の商人の中には個人商人が含まれておりますし、個人商人の中には相当規模の小きなものも入ってくるわけでございまして、そういう商人一般に対しまして損益計算書を作成せよという規

定を設けることは、現在の商人の営業のやり方、実情などから見てやや困難をしいるのではないか、そういう御指摘があったわけでございます。私どもといたしましては、一般商人の作成する損益計算書というものは必ずしもそういうややこしいものでなくてもよろしい、きわめて簡単なものでよいのだということで、商法の改正が通りました時にその点をよくPRするつもりでおったわけでございますが、この点につきましては一部にお疑念を抱かれる向きがございまして、参議院の御審議におきましても同様の懸念が表明されました。その結果、御指摘のような修正が行なわれた、こういうことになると思ひます。

○羽田野委員　そういう理由であるならば、これは商法で完全に解決されておる。いわゆる商法第八条に、「本法中商業登記、商号及商業帳簿ニ関スル規定ハ小商人ニハ之ヲ適用セズ」小規模の商人には適用しないという商法の明文があるのです。これで完全に解決されておると思うのですが、なおかつ修正のような必要はどこにあるのですか。

○川島(一)政府委員　仰せのとおり、商法の八条には商業帳簿に関する規定は小商人に適用しないという規定がございまして、そこで小商人の範囲が問題になるわけでございますが、現行法によりまして、商法中改正法律施行法の第三条におきまして、資本金二千円未満の商人で会社でない者が小商人である、このように規定されております。この規定は現在の実情にはなだしく合わないわけでございますが、こういう規定の形になっておりますので、これに該当する者が実際にはほとんどいない、こういう実情でございまして、そういう点もございまして、先ほどの商業帳簿の規定がほとんど全部の小商人に適用になる、こういう関係があるわけでございます。

○羽田野委員　理由はよくわかりましたが、私はたいへん間違ひをおかしておるのじゃないかと思ひます。というのは、商法中改正法律施行法というものは昭和十三年に公布された法律ですが、十三年に資本金額二千円というのとは相当規模のもの

であります。現在でいいますと、二千円未満の者が小商人ということになると、それに該当する者はほとんどない。したがって、商法八条の除外の適用を受ける者はない。だから今回の修正で、そういう者を救済するために損益計算書をつくらないでいように修正をしたということですが、これはどちらがもとでどちらが枝かということをよく考えなければいけない。商法の八条のほうは商法本文の中にある。それからその適用除外をしておる小商人の定義を施行法で定めておる。これはむしろ枝です。いま御説明のようなことであるならば、前の国会でもこれは論議されておりましたが、この小商人の範囲を資本金二千円未満というように、いまの社会情勢に適合しないままにしておくことがむしろ矛盾をしておる。これを現在の貨幣単位あるいは社会情勢に適合するように改正することのほうはほんとうである。枝を改正するべきものを枝を改正しないで、もとのほうを改正するということは、私はたいへんな誤謬をおかしておると思ひます。しかしこの施行法が改正されてない現在では、今回参議院の修正のようなことをなさらないと、実際に小商人の負担の軽減ができなからやむを得なかったことであると思ひますけれども、将来の方向としては、枝を改正しないでもとを改正するということをしないように、この施行法のほうを改正して、本来商人がつくるべきものはきちっとつくるということにすることのほうを望ましいと思ひます。それについて御見解を承りたいと思ひます。

○川島(一)政府委員　まことにごもつともな御指摘でございまして、私、先生の御意見に全く同感でございまして。本来商業帳簿の規定を改正する提案をいたします際に、同時に小商人の範囲に関する配慮を加えて、先ほど申し上げました、商法中改正法律施行法の三条を改めることが正しい順序であった、このように思ひます。そういう意味におきましてこの小商人の範囲を早急に検討する必要がある、このように考えております。

なお御参考までに申し上げますと、この小商人の範囲が現在資本金二千円未満の個人商人ということになっておりますが、その以前におきまして資本金五百円未満となつておったわけでございます。資本金五百円未満の商人に加えて、さらに資本金の額にかかわらず、行商人であるとかあるいは露店商人であるとか、そういうものについてはやはり小商人としての範囲に含まれておったということでございます。この小商人の範囲のきめ方につきましては学者の間にもいろいろ議論があるようでございまして、そういう点も含めまして今後早急に検討するようにいたしたい、このように考えております。

○羽田野委員　第一点はよくわかりました。次に、修正された第二点の問題でございますが、今回親会社の監査役は子会社についていろいろな報告を求めたり、あるいはそれに基つて調査をしたりするやうなことができるように定められた。これは親会社が子会社を利用して粉飾決算をするやうな事例があつたので、こういうものを防止するために子会社について報告を求める権利あるいは調査権というやうなものを今回認めたいというふうに承知をいたしておりますが、今回の修正では、子会社は正当な理由があるときには親会社の監査役の調査等を拒むことができる、こういうふうな理由からこういう修正をなされたのか、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

○川島(一)政府委員　子会社調査権の規定は、先生仰せのやうな趣旨で修正案に盛り込まれたわけでございますが、この規定につきましては一部の御批判がございました。それはどういふことかと申し上げますと、子会社も親会社とは独立の人格を有する会社である。したがって、親会社の監査役が子会社に対して調査をすることができるといふことになりまして、子会社が秘密にしておきた事項、特に営業上の秘密といったやうなものが会社にはあるわけでございますが、そういうこともこの子会社調査権によつて報告を求められ

る、あるいは調査をされるというやうなことによつて子会社が困る場合が出てくるのではないかと。そういう点の配慮が十分になされておるかという御批判があったわけでございます。

そこで私どもは、この子会社調査権というのは、先ほど先生御指摘のやうに、親会社の横暴を防ぐ趣旨のものでございまして、子会社にとってはむしろ利益になるものであつて、不利益に働くものであつてはならないと考えておつたわけでございます。それが逆にその子会社の不利益にこの調査権が用いられるというやうな懸念があるといひます。その点を明確にしておくということもむだではあるまい、このやうに考えたわけでございますが、衆議院それから参議院の御審議を通じてその点の御疑問が一部にあつてなかなかに解けませんでしたので、その結果このやうな修正案となつてあらわれたのではないかと考えております。

○羽田野委員　この正当な理由というものの範囲が非常にあいまいなんですが、いま参議院の提案者の御説明によると、調査が乱用されないやうにこのやうな規定を設けたのだというのですが、親会社の監査役の調査権があつたとしても、それが権利を乱用して、いわゆる調査する必要のないもので調査をするというやうなものを拒み得るといふことは、これは明らかなんです。違法または不当な調査というものはこの規定がなくとも私は拒み得ると思ひます。

そこでこの正当な理由というものは、その当然拒み得るものを文章ではっきりさせるといふためにこのやうなものを置いたのか。それとも、その当然拒み得るものよりもつと外の、ほんとうは親会社の監査役が報告を求めたり調査をすることができると正当な権限の範囲内のものであるけれども、いま御説明があつたやうに、このものは子会社の企業秘密に属する、そういう特別な理由があるからその理由を言つて拒んでもよろしいという、権限乱用じゃなくして、正当なものだから特別な理由がある、その場合は拒んでもよろしいのだと

いう範囲を広げたのか、このところはどうか
ふうに御釈明になっておりますか。

○川島(一)政府委員 子会社調査権の乱用の場合には、これは子会社調査権の正当な行使とはいえないわけでございまして、規定の有無にかかわらず拒み得るということになるかと思ひます。こういう規定が設けられました趣旨は、そういう乱用の場合以外に、一応調査権は行使し得る場合である、しかしながら子会社としてはその調査に当たらないという客観的に正当な理由がある、先ほど申し上げました子会社の営業上の秘密であるとかそういうものを調査するにつき、親会社の監査役としては調査の必要がある、しかしながら子会社としてはこれは調査に当たらないことは困る、こういう場合にこの規定が適用になる、そういう解釈になるかと思ひます。

○羽田野委員 そういう意味ではこれは私は非常にいい規定だと思ひますが、ただこの運用はほとんど注意をしませんと、せっかく親会社に子会社の調査権を認めても、これは調査されるとぐあいが悪いというような場合には、子会社のはうがむしろつうつうで、当然調査すべきことも、これは企業秘密だから申し上げることはできません、調査に当たらないことはできませんというところによって、せっかくのこの改正の趣旨が実効をあげないことになるという非常なマイナスの面も加味したこの修正だと思ひます。そういうことのないように、粉飾決算に子会社が利用されて盲点をつくらないように指導していただくことが必要だと思ひます。これは御答弁は要りません。

次に、第三点「取締役の違法行為の差しとめ」の仮処分には、保証を立てることを要しないものと「する」という修正がなされておりますが、本来、裁判所が仮処分命令を出す場合には、その必要性の疎明があった場合でも保証を立てなくてもよろしいし立てなくてもよろしい、疎明がない場合には必ず保証を立てなければならぬ、大体こういうたてまえになっていると私は承知しているのです。だから、保証を立てさせなくてもいい

という道が開かれておるのに、なおかつこの修正で保証を立てることを要しないというふうに断定して規定をする必要性はどこにあったか。

○川島(一)政府委員 裁判所が仮処分を命じます場合には、仰せのように保証を立てさせてもよい、市でさせなくてもよいというところになっておりまして、立てさせるかどうかは裁判所の裁量によるわけでございまして。その点は民事訴訟法の七百五十六条が準用しております七百四十一条の規定によつて明らかでございまして。そこで、今回の修正にかかわる監査役の違法行為差しとめの仮処分でございますが、これにつきましても同じような考えのもとに裁判所の運用がなされると思ひます。と、違法行為差しとめの仮処分を監査役が申請した場合には、裁判所が保証を立てることを条件にこれを認めるという場合が考えられるわけでございまして。その場合に、これは監査役は会社の職務の執行として行なうわけでございましてから、裁判所に納付すべき保証金というものは会社の金で払うということになるわけでありますが、その会社の金を握っておりますのは取締役でございます。取締役は、保証金を立てるからその費用を出してくだされと請求いたしまして、取締役は違法行為差しとめられる側でありますので、簡単に応じてくれるかどうかかわらない、こういう懸念があるわけでございまして。他方、このように会社の機関対機関の問題でございまして、監査役は個人の利益のためにやるのではなくして、会社のために職務執行として、その地位に基づいて違法行為差しとめの仮処分を申請するわけでございまして、こういう場合には保証を立てさせることは本来必要がないのではなからうか、こういう考え方が出てくるわけでございまして。そういう運用上の問題、制度上の問題、両面から考察いたしまして、この監査役の請求による仮処分につきましても保証を立てさせないほうがよろしい、こういうことに相なったわけでございまして。

○羽田野委員 これは私はむしろもう少し裁判所を信頼すべきであつたのではないかと気がい

たします。というのは、いま御説明のように、監査役が取締役の違法行為の差しとめ請求をするというふうな場合は、これは機関対機関の問題であつて、監査役も機関としてこれを行なうわけですから、会社そのものの自体から見れば、損害賠償の担保というふうな問題はほとんどない事案です。そういうふうな事案の場合に、裁判所が仮処分命令を出す場合に、保証を立てさせることのほうがむしろ異例に属する、立てさせないのがほんとうだと思ひます。だから、裁判所がそういう妥当な判断をすることが保証できないから法律で断定したというふうなことは、はなはだ望ましくない。私はよくないことだと思ひます。

それと同時に、もう一つは、この規定ができたことによつて仮処分がむずかしくなつた面があるというふうには私は思ひます。というのは、仮処分の場合には、疎明をしなかつた場合でも、保証金を立てさせて仮処分命令を出すことができるという民訴の七百四十一条二項の規定がございまして、ね、ところが、今度は保証を立てさせないのですから、疎明がない場合には仮処分命令は出せないというところに逆になつてくる、この法解釈からすれば、そうしますと、違法行為の差しとめの仮処分などというものは相当迅速を要するものが多し。それに、その理由を疎明しなければ仮処分命令が出せないということになると、その命令を出すことが非常にむずかしくなつてくる。時期を失して実効性をあげ得ないという問題が起つてくるというところは、せっかくのこの改正の効果を半減させたんじゃないかと思ひますが、いかがでございませうか。

○川島(一)政府委員 まず第一に、裁判所の運用にかしておけば適当な結果が得られるのではないかと、この点でございまして、私も先生の御意見に同感するわけでございまして、ただ法律の規定が、保証を立てさせてもよい、立てさせなくてもよい、裁判所の裁量にまかせるというたてまえになつておりますと、これは裁判所が独立の立場で御決意をなさるものでございまして、制度的な保障が

ないといへばやはりないことになるのではなからうか。ことに保証を立てしめるべきものでないといひますならば、そのことをはっきり宣言する意味で規定を設けるということも、これまた一つの考え方ではなからうかというふうに思ひます。でございます。そういう趣旨でこういう規定の修正が加えられたのではないかと考えております。

それからこういう規定を設けることによつてかえつて疎明が必要になつて、やりにくくなりはないかという問題でございまして、そもそもこの違法行為による差しとめの仮処分というものは、全然疎明なしに仮処分を許すべきものではない、事柄の性質上そういうふうな考えられるわけでございまして、やはり何らかの形の疎明、疎明というものは比較的簡単なものでよろしいわけでございまして、書面がありませぬ場合にも当事者のいろいろな申述書みたいなものを使うこともできるわけでございまして、そういう形での何らかの疎明を必要とする、そういう運用がなされるべきであるというふうな考えがございまして、先生御指摘のような御懸念全くないとはいへないかもしれませぬが、実際上はそれほど制約されることにはならない、このように考えております。

○羽田野委員 よくわかりました。この監査役の権限強化によりまして、会社の活動というものが行き過ぎない、目的の範囲を越えたりあるいは法令、定款に反するような行為がないようにという方策を講ぜられたことは、私はきわめて適切なことだと思ひます。ただ、残つてゐる問題は、この監査役がその選任あるいは二年の任期を終えたときに再任をされるかどうかという問題、途中の解任、こういうものを含めてその身分が取締役会に握られておるということ、それから報酬の決定、こういうふうなものがやはり取締役会に把握されておるといふ点で、職務上の独立性を持てない監査役というものは十分その効果を發揮し得ない面が實際問題としては出てくると思ひます。そういう場合に、最近のように営利会社がその範囲を逸脱したような営業行為をやつてゐる場合

に、これを阻止する方法というものが非常に要求されております。数日前からありましたあの予算委員会の参考人の聴取でも、そういうような事案がたくさん出てきております。

そういう問題で、商法はそれ自体にそういうものを規制する五十八条という規定を持っておりまして、その第一項によると、会社の業務を執行する社員または取締役が法務大臣より書面による警告を受けたるにかかわらず法令もしくは定款に定める会社の権限を超越し、もしくは乱用する行為または刑罰法令に違反する行為を継続または反復したときは裁判所に申し立ててこの会社の解散を命ずることができるといふ規定がございます。これなどは会社の業務執行の公正さを担保する一番適切な、しかも商法が深く考えた規定だと私は思うのですが、いままで法務大臣が書面による警告をした例あるいはその後継続または反復することによって解散命令を申請したような例があるかどうか。

○川島(一)政府委員 商法五十八条の規定に基づきまして法務大臣が会社に対して警告を発したあるいは解散命令の申請をしたという事件は現在までにその例がございません。これは、この五十八条の規定にもございますように、会社の取締役などが会社の権限を超越したり乱用する行為あるいは刑罰法令に違反する行為を行なうということが一つの要件になっておるわけでございますが、それと同時に、公益を維持するために会社の存立を許すべからざるものと認むるという要件がもう一つ加わるわけでございまして、かなり特殊な場合に限られるということになるわけであります。会社の側にいたしますと、解散といういわば法人格を否定されるような重大な結果を招くことになりまして、そういう意味において、これに該当するような例というのは実際問題としてもあまり多くないと思うわけであります。

それからもう一つ、手続的には法務大臣がその権限を行使することになるわけでございますが、法務大臣といたしましては直接会社の行動を監視

するという体制を持っていないわけでございまして、御承知のとおりこの手続につきましては非訟事件手続法に規定がございまして、非訟事件手続法の百三十四条ノ四の規定でございまして、官庁とかあるいは公務員が職務上の商法五十八条の請求または警告をなすべき事由というものを知った場合にはこれを法務大臣に通知すべしということになっております。そうしてこの通知がございまして、法務大臣としてはそれを調査、検討いたしまして、必要があればその手続をとれ、こういう形になっておるわけであります。ところが、現在までにこの通知もなされた例がございません。そういう次第で、現在までお尋ねのような事例が一件もないわけでございます。

○羽田野委員 最後に、法務大臣にいまの問題についてちょっと伺いたします。

最近の営利会社の営業姿勢というものは、営業倫理を逸脱しているものがある程度出てまいっております。これは、営利会社といえども何でもかんでもその会社が利益をあげればよいということではなくして、やはり大きくは営業倫理を守る。その具体的なものとしては、法令あるいは定款その他のいろいろな取り締まり規定とか、こういうものをよく守って社会通念上妥当な営業をして、その上で利益をあげていくという努力をすることが望ましい。ところが最近の実情を見ますと、ややもするとこの倫理を逸脱して利益をあげるといふことのみにきゅうきゅうとしておるのではないかと、こういう現象が出てまいっております。最近問題になりましたものでも、独占禁止法に違反するやみカルテル行為で何回も勧告を受けたというやうな会社も出てきております。あるいは税法違反で、脱税で重加算税をとられたというやうな会社も出てきておる。こういうふうなことは国民感情としては許されません。国内問題だけでなくして、国外まで行って安かたいて買いくるとか、あるいは相手方の立場を無視して売り込むというやうなことではいろいろな批判を受けている。やはり私は営利会社といえども会社の営業倫

理というものが特に重要視される時期だと思えます。

そこで、いまお聞きしました五十八条一項三号の適用でございしますが、これは非訟事件手続法によりまして、関係官庁がそういう警告をすべきあるいは解散請求をすべき事由を知ったときには法務大臣に通知するということになっておるけれども、その通知がなされていない。したがって、法務大臣としてはそういう請求をいまだしたことがないというように承りましたが、私は、通知すべき事前の段階でこの法の適正な運用というものがなされていないのではないかと、これをまず痛感をいたします。

そこで、連帯責任を負っておられる国務大臣として法務大臣、この関係官庁に、やはり会社に対して警告をしあるいは解散請求をするような行為を知った場合には、この法律のとおりきちっと通知をしなさいということを徹底していただく必要があるのではないかと、それと同時に、法務大臣も、これは会社の解散ということは非常に重大なことだと思えます。自然人ならば死刑にして命を断つと同じことではございます。これを行なうかどうかという点についてはよほど慎重な配慮を払ってやらなければなりません。その前手続であるところの書面による警告、あまりにも反社会的行為を行なう者に対しては、今後これを継続した場合は反復した場合に解散命令の申請をするぞという書面による警告ということ、私は非常に効果のあることであるし、いまの情勢下においてはある程度やらなければならぬ、商法自体がきめておるところの会社の倫理を守るための方法として行なうべきではないかというふうに思っております。そしてなおかつやめなさい者については、解散請求というやうなことも法務大臣はお考えになるべきではないかと思えます。この点について大臣の御見解をお聞きして、最後にしたいと思えます。

○中村国務大臣 お話の点は私も全く同感のような気がいたします。いままで五十八条というのは、

せっかくありましてあまり運用されたことがないやうでございまして。しかし企業の倫理性ということも最も大事なことではございまして、最近どうもそういう倫理性というものが乱れておるやうに私も感じます。したがって、乱用することはもちろん慎むべきでございまして、慎重にこれは考慮をして、お話しのような線に今後努力すべきではないかと、私もさように考えます。

○羽田野委員 終わります。

○小平委員長 次回は、来たる五日火曜日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四分散会

